

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第 11 適正管理化学物質(条例第 110 条・規則第 51 条関係)

- (1) アクロレイン
- (2) アセトン
- (3) イソアミルアルコール
- (4) イソプロピルアルコール
- (5) エチレン
- (6) 塩化スルホン酸
- (7) 塩化ビニルモノマー
- (8) 塩酸
- (9) 塩素
- (10) カドミウム及びその化合物
- (11) キシレン
- (12) クロム及び三価クロム化合物
- (13) 六価クロム化合物
- (14) クロルピクリン
- (15) クロロホルム
- (16) 酢酸エチル
- (17) 酢酸ブチル
- (18) 酢酸メチル
- (19) 酸化エチレン
- (20) シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)
- (21) 四塩化炭素
- (22) 1,2-ジクロロエタン
- (23) 1,1-ジクロロエチレン
- (24) 1,2-ジクロロエチレン
- (25) 1,3-ジクロロプロペン
- (26) ジクロロメタン
- (27) シマジン
- (28) 臭素化合物(臭化メチルに限る。)
- (29) 硝酸
- (30) 水銀及びその化合物
- (31) スチレン
- (32) セレン及びその化合物
- (33) チウラム
- (34) チオベンカルブ
- (35) テトラクロロエチレン
- (36) 1,1,1-トリクロロエタン
- (37) 1,1,2-トリクロロエタン
- (38) トリクロロエチレン

- (39)トルエン
- (40)鉛及びその化合物
- (41)ニッケル
- (42)ニッケル化合物
- (43)二硫化炭素
- (44)砒素及びその無機化合物
- (45)ポリ塩化ビフェニル
- (46)ピリジン
- (47)フェノール
- (48)ふっ化水素及びその水溶性塩
- (49)ヘキサン
- (50)ベンゼン
- (51)ホルムアルデヒド
- (52)マンガン及びその化合物
- (53)メタノール
- (54)メチルイソブチルケトン
- (55)メチルエチルケトン
- (56)有機燐化合物(EPNに限る。)
- (57)硫酸
- (58)ほう素及びその化合物
- (59)1,4-ジオキサン